

平成20年4月から始まる

特定保健指導は メタボリックシンドロームに 着目した保健指導です

40~74歳
の人

特定保健指導は、健診によってメタボリックシンドロームやその予備群と判定された人を、その改善と予防に向けた支援、すなわち保健指導に重点をおくことで、より効果的に生活習慣病対策を行うことを目的としています。

内臓肥満の解消を目指した生活習慣の改善を支援 ～健診から保健指導への流れ～

特定健診・特定保健指導における メタボリックシンドロームの判定基準

※内臓脂肪型肥満

腹囲 男性 85 cm以上
女性 90 cm以上

（内臓脂肪面積
男女とも 100 cm²以上に相当）



上記に加え、以下のうち2項目以上が該当
（1項目が該当の場合は予備群）

※高血糖 空腹時血糖 100mg/dl以上
（またはHbAcが5.2%以上）

※脂質異常 中性脂肪 150mg/dl以上かつ
またはHDLコレステロール40mg/dl未満

※高血圧 収縮期血圧 130mmHg以上かつ
または拡張期血圧85mmHg以上



メタボリックシンドローム

※喫煙習慣も関連リスクとしてカウントされます。

特定健診・特定保健指導の判定基準により
リスクに合わせて保健指導

特定健診 受診者

情報提供

健診結果から今の健康状態を把握し、健康な生活を送るための生活習慣の見直しや改善のきっかけとなる情報が提供されます。健診受診者全員に実施されます。

リスクが 出現しはじめた段階

動機づけ支援

自分の生活習慣の改善点や実践していく行動などに気づき、自ら目標を設定し、行動にうつすことができるような支援がなされます。

リスクが 重なりだした段階

積極的支援

健診判定の改善に向けて、継続的に実行できるような支援がなされます。

保健指導の対象となった人は、食事や運動など今の生活習慣をどのように変えたら肥満を解消できるかを保健師、管理栄養士、医師などの保健指導実施者からアドバイスしてもらい、実践できる健康づくりを選んでいきます。

つまり保健指導は「健康の大切さ」を知って、無理なくできる「健康づくり」の方法を対象者と保健指導実施者が一緒に考えていく場になります。



医療費の抑制、国保財政の 安定のためにもご協力を

特定健診・特定保健指導を活用していただき、みなさんが健康になることで、増え続ける医療費を抑制することができます。

その他にも、平成20年度からはじまる「後期高齢者医療制度」への支援金の加算減算に反映されるなど、みなさんの健康が国保の安定した運営につながります。

選挙人名簿登録は忘れずに 農業委員会委員選挙人 名簿登載申請について

毎年1月1日は農業委員会委員選挙人名簿の申請基準日です。

申請書は、自治会長や農事実行組合長を通じて農事実行組合員には配布していただきますが、直接農業委員会（総合支所の経済建設課）でも受け付けますので必ず期限内に申請してください。

■受付期限 平成20年1月10日（木）まで

■提出先

南島原市農業委員会事務局
（総合支所の経済建設課でも受け付けます。）

■選挙権を有する者の範囲

①南島原市に住所を有する20歳以上の者で、10アール以上の農地で耕作の業務を営む者。

②①の同居の親族または同居の親族の配偶者で、年間60日以上耕作に従事する者。

③10アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員、社員または株主で年間60日以上耕作業務に従事している者。

※選挙人名簿への登載は申請を原則としていますので、選挙権を有する人はもちろん申請しましょう。



お問い合わせ

南島原市選挙管理委員会
TEL 050-3381-5020
または各総合支所市民課（選挙担当）

農業者等の 経営安定のための 融資資金利子補給

■制度の概要

平成18、19年の農畜産物価格の暴落等により、営農活動の継続に支障を来している農業者等の経営の安定を図るため、農業収入の減少が生じた農業者等を対象に、利子補給の対象となる資金を融資した金融機関に対し、南島原市が2パーセントの利子補給金を交付する制度で、金融機関からこの制度に適合する資金の融資を受けられた農業者等の利子負担が軽減されます。

■利子補給の対象となる資金

- 融資金融機関 島原雲仙農業協同組合／十八銀行／親和銀行／長崎銀行
- 貸付限度額 200万円以下（減収額内とする）
- 償還期間 5年以内
- 貸付利率 年3パーセント以内で固定金利（利率は金融機関により異なります）（農業者等の実質負担金利年1パーセント以内）
- 据置期間 1年以内
- 償還方法 元金均等
- 貸付形式 証書貸付
- 貸付実行期限 平成20年3月31日
- 資金使途
 - ・肥料、農薬、種苗及び飼料の購入代
 - ・農具、作業着等の農作業用消耗品の購入代
 - ・農作業のために雇用した者（専従者を除く）の賃金
 - ・その他南島原市が認める経費

■貸付対象者

貸付対象者は南島原市内に住所を有している農業者または南島原市内に主たる事務所を有する農業生産法人であり、かつ、平成18および19年において農畜産物価格の暴落等により営農活動の継続に支障を来している者

提出先・お問い合わせ

農林水産部 農林課
TEL 050-3381-5060 および
各総合支所経済建設課、または最寄りの金融機関